

令和5年度第10回選挙管理委員会議事録

日 時 令和6年3月1日(金) 午前9時から
 場 所 日進市役所4階 第1会議室
 出席者 星野委員長、岩佐委員、福岡委員、小池委員
 事務局 石川書記、中根書記、桑ヶ谷書記
 傍聴の可否 可
 傍聴の有無 無
 議 題 1. 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について
 2. 在外選挙人名簿登録者数(案)について
 3. 投票支援カード(案)について
 4. その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	ただ今から令和5年度第10回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	(あいさつ)
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	本日は事務局より報告のありました追加議題を含め3議題の審議となります。議事がスムーズに進行しますよう、皆さまのご協力をお願いいたします。 それでは、議題1 選挙人名簿定時登録者数(案)及び各種直接請求署名者数(案)について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料1により説明いたします。 本日の選挙人名簿定時登録における登録要件は、登録基準日及び登録日については令和6年3月1日であります。 住所要件は、令和5年12月1日以前に日進市へ転入の届出がなされ、引き続き3ヶ月以上日進市に住所を有する方です。 年齢要件は、平成18年3月2日以前に出生した方です。また、令和5年10月31日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。 ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性36,703人、女性37,678人、合計74,381人となりました。前回12月の定時登録より合計で58人増加しました。 また、これにより直接請求に必要な署名数が算定されることとなります。

日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,487人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1にあたる24,794人、市町村の合併関連の請求は登録者数の6分の1にあたる12,397人となります。

また、資料2に投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、ただいまの74,381人について、投票区別の登録者数が示してあります。それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

各委員 名簿確認

委員長 議題1 選挙人名簿定時登録等について、事務局案のとおり決定してよろしいか。

各委員 異議なし

委員長 それでは、議題1 選挙人名簿定時登録及び各種直接請求署名者数の決定について、事務局案のとおり決定します。

続きまして、議題2 在外選挙人名簿登録者数（案）について説明をお願いします。

事務局 それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）について説明します。資料1をご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上、住所資格は、その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に3ヶ月以上住所を有する方です。

資料3をご覧ください。委員長の専決処分で前回12月の定時登録以後、1人を登録し、2人を抹消しました。これにより、3月2日現在の登録者総数は、男性30人、女性30人の合計60人となり、前回12月の定時登録より合計で1人の減少です。

資料4をご覧ください。地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの60人について、地域別の登録状況が示してあります。なお、登録者数の登録日が選挙人名簿と1日ずれているのは、日進市公職選挙管理規程上、在外選挙人名簿の抄本の作成日が、選挙人名簿の登録日の翌日となっているためです。

それでは、在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきたいと思っております。

各委員 名簿確認

委員長 議題2 在外選挙人名簿登録について、事務局案のとおり決定してよろしいか。

各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録者数（案）については、事務局案のとおり承認します。</p> <p>続きまして、議題3 投票支援カード（案）について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題3の投票支援カード（案）について説明いたします。</p> <p>資料5「投票支援カード（案）」をご覧ください。</p> <p>投票支援カードにつきましては、投票所において何らかの支援が必要な方が、対応してほしい内容をあらかじめカードに記入しておき、投票所で係員に渡すことで、スムーズに投票いただくためのものとなります。</p> <p>県内では、名古屋市や近隣の長久手市等で導入されており、本市におきましても、投票環境の向上に向けて導入を検討するものとなります。なお、様式につきましては、先行事例を参考に作成いたしております。</p> <p>以上、事務局からの説明とさせていただきます。</p>
委員長	ただ今の説明について、ご意見ご質問等がありますか。
委員	これは事前に配布して、持参してもらうのでしょうか。
事務局	そうです。あらかじめ記入して持参してもらいます。
委員	どのように配布するのでしょうか。
事務局	<p>市ホームページへの掲載や、障害者関係団体へ周知することを予定しています。</p> <p>総務省のホームページにも掲載されておりますし、本市の議会でもご意見がありました。また、前回実施した統一地方選挙の際に、自分で投票用紙に記載できないお子さんをお持ちの親御さんから問合せがあり、代筆が可能な旨をご案内した事例もありました。</p> <p>そういった市民の方に、より投票のしやすい環境につながればと思い、案内するものです。</p>
委員長	他にご質問等ありますか。
委員	なし
委員長	議題3の投票支援カード（案）について、事務局案のとおり決定してよろしいか。
各委員	異議なし

委員長	<p>それでは、議題3の投票支援カード（案）については、事務局案のとおり承認します。</p> <p>続きまして、議題4その他について何かありますか。</p>
事務局	<p>2点報告事項がございます。</p> <p>まず1点目の報告事項として、来年度の予定事業について説明をさせていただきます。お手元の参考資料1-1「令和6年度日進市選挙管理委員会事業一覧」をご覧ください。</p> <p>予定事業につきましては、資料に記載のとおりとなりますが、前回の会議時に未定としておりました「愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会」について、事務局より本年5月2日（木）で決定したとの連絡がありました。その他については、前回会議より変更ありません。</p> <p>そこで、5月2日に決定した愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会について、参加者を決定したいと思います。事務局からは、選挙管理委員会事務局、選挙管理委員から各1名とされておりますため、当日ご出席いただける委員1名を決定したいと思います。</p>
委員長	<p>私が出席します。</p>
委員	<p>異議なし</p>
事務局	<p>それでは、本年5月2日に開催される愛知県各市選挙管理委員会連合会定例会に出席する委員は星野委員長に決定します。よろしくお願いします。</p>
委員長	<p>続いて2点目について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2点目の報告事項となります。こちらは本市が平成25年4月より施行しております住民投票条例に関する内容となります。お手元の参考資料2-1「住民発議による住民投票の流れ」をご覧ください。</p> <p>現在市内において住民発意による住民投票請求の動きがみられており、関係者からは4月を目途に住民投票実施に向けた手続きを行うとの意向を受けております。住民投票の管理及び執行に関する事務については、本条例第7条において選挙管理委員会に委任するものとされておりますので、本条例の手続き等について説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>資料には各項目に関連する条例条項等を記載させていただいておりますので、別にお配りをした参考資料2-2「日進市住民投票条例解説書」と併せてご確認いただければと思います</p> <p>住民投票については大きく二つの手続きに分かれており、一つは住民投票の実施に向けた署名収集手続き、もう一つは住民投票の実施手続きとなります。</p> <p>(1)代表者証明書の交付から実施請求までの流れについて</p>

(2)実施の決定から投票結果の確定・公表までの流れについて

以上が住民投票に係る手続き等となります。

また、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した選挙投票入場受付サービス（期日前投票場及び全当日投票所における入場券バーコード受付、マイナンバーカード受付）につきましても、今年度内の実装に向け準備を進めております。当住民投票が行われた場合には、当投票からの導入を検討しておりますので、併せてご報告させていただきます。

以上、事務局からのご報告とさせていただきます。

委員長

ただ今の報告について、ご意見ご質問等がありますか。

委員

住民投票請求の動きは何件ありますか。

事務局

現在のところ1件あります。

委員

最近ですと、豊橋市でもありましたよね。

事務局

ありました。豊橋市と異なる点は、本市は常設型の住民投票条例としており、署名要件等が整えば住民投票の実施が可能となっています。

請求が行われた場合、署名審査等で選挙管理委員会を開催することとなりますのでご了承ください。

委員長

その他、事務局より伝達事項等がありますか。

事務局

ございません。

委員長

それでは、第10回選挙管理委員会を終了します。

午前9時30分閉会